

令和7年第2回加賀市農業委員会定例総会

令和7年2月25日(火)

開会（午後 1 時 23 分）	
事務局（宮下）	<p>これより令和7年 第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名のうち 12 名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13 名のうち 11 名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17 日に南出委員、事務局職員 1 名の計 2 名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和7年第2回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>11 番 福嶋委員を指名します。</p>
議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>説明させていただきます。</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>議案第5号 [] ほか1名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は2件です。</p> <p>整理番号1番、[]の譲受人が[]の農地を取得するものです。現在、譲渡人は県外に住んでおり、譲渡人より依頼を受け譲受人が耕作しています。今回譲渡人から農地を譲渡したい要望があり、農地を維持管理するために譲受人が売買で取得するものです。</p> <p>整理番号2番、[]の譲受人が宅地に付随した農地を取得するものです。譲受人は[]の宅地付き農地を購入し、[]に家族を連れて移住する予定です。譲渡人は[]から転居しそのまま離農する予定です。住居と農地を譲受人へ譲渡するものです。譲受人夫婦は農業に関心があり、移住後は農地を家庭菜園として野菜を耕作していくものです。また譲渡人から耕耘機や田植え機等の機械を引き継ぎ、野菜を作る技術の指導も受ける予定です。</p> <p>以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	---

議案第 6 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長（中村会長）

それでは、議案 第 6 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。

事務局（中島）

加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。

今月の申請は、使用貸借権の設定による更新が 1 件 10,838 m²と賃貸借権設定による更新が 2 件 30,314 m²、合計面積は 41,152 m²です。この 1 番から 3 番については、いずれも中間管理機構である（公財）いしかわ農業総合支援機構を経由して耕作者が 10 年間の利用権の再設定を結ぶものです。

以上この 3 件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。

（意見、質問なし）

議長（中村会長）

なければ、これより採決に入ります。

議案第 6 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

議案第 7 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議長（中村会長）

次に、議案第 7 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について事前に現地確認調査を行っていますので、南出委員から報告をお願いします。

南出委員

それでは、報告します。

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>去る2月17日に、私と事務局職員1名、計2名で現地確認調査を行いました。この案件は、議案第9号の整理番号1番と5番で同時に申請があったものです。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>整理番号2番の転用目的は資材置場建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は水路に流す計画です。</p> <p>以上2件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>この案件は当初の事業者が変更になったため、許可後の事業計画変更申請と5条許可申請があったものです。議案第9号農地法5条許可申請の1番と5番を併せて説明いたします。</p> <p>1番は、 地内にあり、畑、面積332㎡、転用目的は自己住宅建設です。当初の事業者は、倉庫を建設する目的で平成11年10月に5条許可を得ましたが、事業を廃業したため計画を断念し、この度、新規事業者に申請地を譲渡するものです。新規事業者は現在の住宅が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は準工業地域にあるため、第3種農地と判断され原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は、 地内にあり、畑、2筆、面積計229㎡、転用目的は資材置場建設です。当初の事業者は、物置を建設する目的で平成58年4月に5条許可を得ましたが、当初計画よりも大きな建物が必要となったため計画を断念し、この度、新規事業者に申請地を譲渡するものです。新規事業者は建設業を営んでおり、現在の資材置場が手狭に</p>
-----------------------------	---

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>なったため申請地を購入して資材置場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第7号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	---

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p> <p>南出委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p>	<p>次に、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、南出委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は農業用作業場建設です。1番は既に農業用作業場が建設されていきました。雨水は道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明いたします。</p> <p>1番は [] 地内にあり、畑、面積 228 m²、転用目的は農業用作業場建設です。この案件は、平成4年に譲渡人の亡父が農業用作業場を建設したもので、事業者は既に亡</p>
--	--

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>くなっており建設の経緯は不明です。申請地は四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため、住居連たんになり、第3種農地と判断され原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	---

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p> <p>南出委員</p>	<p>次に、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、南出委員から報告をお願いします。</p> <p>整理番号1番は議案第7号で報告したとおりです。</p> <p>整理番号2番の転用目的は庭園及び車庫、物置建設です。2番は既に庭園及び車庫、物置が建設されておりました。雨水は浸透及び道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。</p> <p>3番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>4番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して雨水は水路に流す計画です。</p> <p>整理番号5番は議案第7号で報告したとおりです。</p>
-----------------------------	---

議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明します。</p> <p>1番は議案第7号で説明した通りです。</p> <p>2番は [REDACTED] 地内にあり、畑、5筆、面積計 325 m²、転用目的は庭園及び車庫、物置建設です。この案件は、譲渡人の父が昭和 16 年に物置、昭和 29 年の住宅新築時に庭園、昭和 42 年に車庫を建設しているものですが、父は亡くなっており、建設の経緯は不明です。譲受人は、現在の住居が手狭になったため、住宅と申請地を購入して庭園及び車庫、物置建設を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>3番は [REDACTED] 地内にあり、畑、面積 161 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>4番は [REDACTED] 地内にあり、畑、面積 293 m²、転用目的は駐車場建設です。譲受人は [REDACTED] を営んでおり、国道拡幅工事で店舗を新築移転することに伴い、申請地を購入して店舗用の駐車場を建設するものです。申請地は、四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため住居連たんになり、第3種農地と判断され原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>5番は議案第7号で説明した通りです。</p> <p>説明は以上です。</p>
---------------------	--

議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

報告 第3号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	次に、報告第3号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	加賀市 [] より農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。 今月の届出はこの1件、地目は田1筆 1,677 m ² の面積の届け出です。この件は中間管理機構を經由して10年間の契約で結んでいたのですが、この度、耕作者である借り人の都合により合意解約書が提出されたもので、中間管理機構の同意を得ております。 以上、この件については、解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、終わります。

報告 第4号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）	次に、報告 第4号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
----------	---

議長（中村会長）	<p>（委員からの報告なし）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
事務連絡	
事務局（宮下） 議長（中村会長）	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和7年 第2回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
閉会（午後2時13分）	